

# 宮城県公報

発行  
 宮 城 県  
 (総務部私学文書課)  
 宮城県仙台市青葉区  
 本町三丁目8番1号  
 電話 022(211)2267  
 (毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○福祉型障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	二
○在宅心身障害者保養施設条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
○障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	(農林水産経営支援課)	二
○農業倉庫業法施行細則を廃止する規則	(同)	一一
○公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則	(用地課)	一一
○海岸管理者が管理する水門、陸閘等 <sup>こし</sup> 操作規則	(河川課)	一三
○特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課)	一四
○特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則	(同)	一五
○昭和六十二年宮城県告示第三百十六号(旅館業法施行条例に基づく学校及び児童福祉施設に類する施設の指定)の一部改正	(食と暮らしの安全推進課)	一五
○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一八
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	一八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一八
○知事指定薬物の指定の失効	(薬務課)	一九
○認証食品の認証(二件)	(食産業振興課)	一九

ページ

○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	一九
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	二〇
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	二〇
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	二〇
○公有水面埋立ての免許	(水産業基盤整備課)	二〇
○道路の供用開始	(道路課)	二一
○道路占用料規程の一部を改正する告示	(同)	二一
○昭和三十三年宮城県告示第一百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部改正	(河川課)	二一
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	二二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	二二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	二二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	二三
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可(二件)	(都市計画課)	二三
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	二四
○平成十四年宮城県告示第三百六十九号(建設工事競争入札に係る入札参加者指名基準)の一部改正	(契約課)	二四
○土地改良区役員の退任の届出	(大河原地方振興事務所)	二四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁生涯学習課)	二四
○政治団体の届出	(同)	二四
○政治団体の届出事項の異動届	(同)	二五
○政治団体の解散届	(同)	二六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)	(同)	二七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)	(同)	二七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)	(同)	二七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)	(同)	二七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)	(同)	三〇
○資金管理団体の届出事項の異動届	(同)	三一
○資金管理団体の届出取消し等の届出	(同)	三一

規 則

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

三一

福祉型障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

福祉型障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則

福祉型障害児入所施設条例施行規則（平成十七年宮城県規則第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「千五百七十円」を「千四百三十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

在宅心身障害者保養施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

在宅心身障害者保養施設条例施行規則の一部を改正する規則

在宅心身障害者保養施設条例施行規則（平成十七年宮城県規則第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「千五百七十円」を「千四百三十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設等条例施行規則（平成十八年宮城県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「千五百七十円」を「千四百三十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和四十二年宮城県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第十一条の四第一項ただし書」を「第十一条の八第一項ただし書」に改め、同項第六号中「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改め、同項第七号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同項第八号及び第九号中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改め、同項第十号中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、同項第十一号中「第十一条の二十三第三項」を「第十一条の四十二第三項」に改め、同項第十二号を削り、同項第十三号中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に、「様式第十三号」を「様式第十二号」に改め、同項第十四号中「第十一条の二十九第三項」を「第十一条の四十八第三項」に、「様式第十四号」を「様式第十三号」に改め、同項第十五号を削り、同項第十六号中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に、「様式第十六号」を「様式第十四号」に改め、同項第十七号中「第十一条の五十一第三項」に、「様式第十七号」を「様式第十五号」に改め、同項第十八号を削り、同項第十九号中「様式第十九号」を「様式第十六号」に改め、同項第二十号中「様式第二十号」を「様式第十七号」に改め、同項第二十一号中「様式第二十一号」を「様式第十八号」に改め、同項第二十二号中「様式第二十二号」を「様式第十九号」に改め、同項第二十三号中「議決」を「決議」に、「農業協同組合解散議決認可申請書（様式第二十三号）」を「農業協同組合解散議決認可申請書（様式第二十号）」に改め、同項第二十四号中「様式第二十四号又は様式第二十五号」を「様式第二十一号又は様式第二十二号」に改め、同項第二十一号とし、同項の次に次の三号を加える。

二十二 法第七十条の三第三項の規定による新設分割の認可申請 農業協同組合新設分割認可申請書（様式第二十三号）

二十三 農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「省令」という。）  
第七十六条の二第一項第三号イに規定する理事の定数の四分の一を下回らない範囲内において定める数の承認申請 理事の定数の四分の一を下回らない範囲内の数の承認申請書（様式第二十四号）

二十四 省令第七十六条の二第二項第三号イに規定する経営管理委員の定数の四分の一を下回らない範囲内において定める数の承認申請 経営管理委員の定数の四分の一を下回らない範囲内の数の承認申請書（様式第二十五号）

第三条第一項第二十五号中「農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「省令」という。）を「省令」に改める。

第三条第二項第三号中「法第六十四条第三項及び」を削り、「第六十五条第三項」の下に「及び法第七十条の三第四項」を加え、「農業協同組合設立（定款変更・解散・合併）認可証明請求書」を「農業協同組合設立（定款変更・合併・新設分割）認可証明請求書」に改め、同項第四号中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同項第六号中「議決」を「決議」に、「農業協同組合総会（総代会）議決（選挙・当選）取消請求書」を「農業協同組合総会（総代会）決議（選挙・当選）取消請求書」に改める。

第三条第三項第二号中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項」に改め、同項第十七号中「第二百三十一条第一項第二十号」を「第二百三十一条第一項第二十二号」に、「様式第五十三号」を「様式第六十号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十六号中「第二百三十一条第一項第十九号」を「第二百三十一条第一項第二十一号」に、「様式第五十二号」を「様式第五十九号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十五号中「様式第五十一号」を「様式第五十八号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十四号中「第九十七条の二第三号、第四号又は第五号」を「第九十七条第三号、第四号又は第五号」に、「様式第五十七号」を「様式第五十七号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十三号中「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一号」に、「様式第四十八号」を「様式第五十五号」に、「様式第四十九号」を「様式第五十六号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十二号中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十（法第八十条で準用する場合を含む。）」に、「農事組合法人組織変更届（様式第四十七号）」を「農業協同組合（農事組合法人）組織変更届（様式第五十四号）」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十一号中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に、「様式第四十六号」を「様式第五十三号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十号中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に、「様式第四十四号又は様式第四十五号」を「様式第五十一号又は様式第五十二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第九号中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に、「様式第四十三号」を「様式第五十号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第八号中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に、「様式第四十二号」を「様式第四十九号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第七号中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に、「様式第四十一号」を「様式第四十八号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第六号中「第六十四条第四項後段」を「様式第四十号」を「様式第四十六号」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 法第六十四条の三第三項（法第七十三条第四項で準用する場合を含む。）の規定による継続の届出 農業協同組合（農事組合法人）継続届（様式第四十七号）

第三条第三項第五号中「様式第三十九号」を「様式第四十五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第四号中「様式第三十八号」を「様式第四十四号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第三号中「様式第三十七号」を「様式第四十三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第二号の次に次の六号を加える。

三 法第十一条の四十二第四項の規定による信託規程変更の届出 農業協同組合信託規程変更届（様式第三十七号）

四 法第十一条の四十二第四項の規定による信託規程廃止の届出 農業協同組合信託規程廃止届（様式第三十八号）

五 法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程変更の届出 農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更届（様式第三十九号）

六 法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程廃止の届出 農業協同組合宅地等供給事業実施規程廃止届（様式第四十号）

七 法第十一条の五十一第四項の規定による農業経営規程変更の届出 農業協同組合農業経営規程変更届（様式第四十一号）

八 法第十一条の五十一第四項の規定による農業経営規程廃止の届出 農業協同組合農業経営規程廃止届（様式第四十二号）

第三条第四項第一号中「様式第五十四号」を「様式第六十一号」に改め、同項第二号中「様式第五十五号」を「様式第六十二号」に改め、同項第三号中「様式第五十六号」を「様式第六十三号」に改め、同項第四号中「様式第五十七号」を「様式第六十四号」に改める。

第四条第一項中「様式第五十八号」を「様式第六十五号」に改め、同条第二項中「様式第五十九号」を「様式第六十六号」に改める。

第五条中「様式第六十号」を「様式第六十七号」に改める。  
第六条中「様式第四十号」を「様式第四十六号」に改める。



様式第23号 (第3条関係)

農業協同組合新設分割認可申請書

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

設立委員代表者住所  
設立委員代表者氏名

〇〇農業協同組合は新設分割し、〇〇農業協同組合を設立したので認可を受けたく、農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 新設分割経過報告書
- (2) 新設分割計画謄本
- (3) 定款
- (4) 設立委員会議事録謄本
- (5) 総会又は総代会議事録謄本
- (6) 事業計画書及び収支計画書
- (7) 役員選出録謄本
- (8) 最終事業年度(最終事業年度がない場合にあつては新設分割組合の成立の日)に係る貸借対照表及び損益計算書
- (9) 農業協同組合法(以下「法」という。)第70条の3第5項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- (10) 役員となるべき者の住所、氏名、職業及び略歴を記載した書面並びに就任を承諾する書面
- (11) 総代会で新設分割を決議した組合にあつては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (12) 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項の規定に基づき総会の召集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録
- (13) 新設分割設立組合の信用事業規程、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類並びに事務所の位置を記載した書類
- (14) 農業協同組合法施行規則第209条の2各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面(既に添付しているものは除く。)
- (15) 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要(組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など)
- (16) その他知事が必要と認める事項を記載した書類

様式第24号 (第3条関係)

理事の定数の4分の1を下回らない範囲内の数の承認申請書

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
農業協同組合の名称  
代表者氏名

農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第3号イに規定する理事の定数の4分の1を下回らない範囲内の数の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

理事の定数の4分の1を下回らない範囲内の数

- (注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 理事の名簿(農業協同組合法第30条第12項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者への該当状況を明示したもの)
  - (2) 定款
  - (3) 正組合員である認定農業者の数に関する調査の結果を記載した書類
  - (4) 選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を記載した書類
  - (5) その他知事が必要と認める事項を記載した書類

様式第25号 (第3条関係)

経営管理委員の定数の4分の1を下回らない範囲内の数の承認申請書

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
農業協同組合の名称  
代表者氏名  
国

農業協同組合法施行規則第76条の2第2項第3号イに規定する経営管理委員の定数の4分の1を下回らない範囲内の数の承認を受けたので、関係書類を添えて申請します。

記

経営管理委員の定数の4分の1を下回らない範囲内の数

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 経営管理委員の名簿（農業協同組合法第30条第12項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者への該当状況を明示したもの）
- (2) 定款
- (3) 正組合員である認定農業者の数に関する調査の結果を記載した書類
- (4) 選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を記載した書類
- (5) その他知事が必要と認める事項を記載した書類

様式第三十一号中「農業協同組合設立（定款変更・解散・合併）認可証明請求書」や「農業協同組合設立（定款変更・合併・新設分割）認可証明請求書」及び「（定款変更・解散議決・合併）」や「（定款変更・合併・新設分割）」に添付する。

様式第三十二号中「第72条の12の6」や「第72条の22」に添付する。

様式第三十四号中「農業協同組合総会（総代会）議決（選挙・当選）取消請求書」や「農業協同組合総会（総代会）議決（選挙・当選）取消請求書」及び「議決」や「決議」に添付する。

様式第六十一号を様式第六十八号とする。

様式第六十号を様式第六十七号とする。

様式第五十九号の趣旨「議決」や「決議」に添付し、同様式を様式第六十六号とする。

様式第五十八号を様式第六十五号とする。

様式第五十七号中「第11条の26」や「第11条の45」に添付し、同様式を様式第六十四号とする。

様式第五十六号中「第11条の26」や「第11条の45」に添付し、同様式を様式第六十三号とする。

様式第五十五号中「第11条の26」や「第11条の45」に添付し、同様式を様式第六十二号とする。

様式第五十四号中「第11条の26」や「第11条の45」に添付し、同様式を様式第六十一号とする。

様式第五十三号中「第231条第1項第20号」や「第231条第1項第22号」に添付し、同様式を様式第六十号とする。

様式第五十二号中「第231条第1項第19号」や「第231条第1項第21号」に添付し、同様式を様式第五十九号とする。

様式第五十一号の趣旨「議決」や「決議」に添付し、同様式を様式第六十七号とする。

様式第五十号中「第97条の2」や「第97条」に添付し、同様式を様式第六十三号」や「第97条第3号」及び「第97条の2第4号又は第5号」や「第97条第4号又は第5号」に添付し、同様式を様式第五十七号とする。

様式第四十九号を様式第五十六号とする。

様式第四十八号中「第97条の2第1号」や「第97条第1号」に添付し、同様式を様式第49号」や「様式第56号」に添付し、同様式を様式第五十五号とする。

様式第四十七号中「農事組合法人組織変更届」や「農業協同組合（農事組合法人）組織変更届」及び「当農事組合法人」や「当農業協同組合（農事組合法人）」及び「株式会社（有会社）」や「株式会社（一般社団法人）」及び「第73条の12」や「第73条の10（第80条において準用する同法第73条の10）」に添付し、同様式を添付する。

（2）組織変更後の登記事項証明書

（3）その他知事が必要と認める事項を記載した書類」

（2）組織変更後の登記事項証明書

（3）その他知事が必要と認める事項を記載した書類」

〔2〕 総会議事録謄本

〔3〕 組織変更後の登記事項証明書

〔4〕 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

様式第四十六号中「第72条の18の10」や「第72条の44」に定める、同様式を様式第五十三号とする。

様式第四十五号中「第72条の18第3項」や「第72条の35第3項」に定める、同様式を様式第五十二号とする。

様式第四十四号中「第72条の18第3項」や「第72条の35第3項」に定める、同様式を様式第五十一号とする。

様式第四十三号中「第72条の17第2項」や「第72条の34第2項」に定める、同様式の中で「議決」を「決議」に定める、同様式を様式第五十号とする。

様式第四十二号中「第72条の16第4項」や「第72条の32第4項」に定める、同様式を様式第四十九号とする。

様式第四十一号中「第72条の13第2項」や「第72条の29第2項」に定める、同様式を様式第四十八号とする。

様式第四十号中「第64条第4項後段（農業協同組合法施行細則第6条）」や「第64条第4項（第64条第5項後段・農業協同組合法施行細則第6条）」に定める、同様式の中で

〔1〕 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

〔2〕 解散の理由に応じて、それぞれ次に掲げる書類

〔1〕 解散の登記に係る登記事項証明書

〔2〕 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

〔3〕 解散の理由に応じて、それぞれ次に掲げる書類

様式を様式第四十六号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第47号（第3条関係）

農業協同組合（農事組合法人）継続届

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
農業協同組合（農事組合法人）の名称  
代表者氏名 国

当農業協同組合（農事組合法人）は、下記のとおり継続することとしたので、農業協同組合法第64条の3第3項（同法第73条第4項において準用する同法第64条の3第3項）の規定により届け出ます。

記

1 継続の理由

2 継続年月日

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付のこと。

- (1) 総会又は総代会議事録謄本
- (2) 継続の登記に係る登記事項証明書

様式第三十九号の註中「議決」を「決議」に改め、同様式を様式第四十五号とする。  
 様式第三十八号の註中「議決」を「決議」に改め、同様式を様式第四十四号とする。  
 様式第三十七号を様式第四十三号とする。  
 様式第三十六号中「第二十一条の7第4項」を「第二十一条の17第4項」に改め、同様式の次に次の六様式を加える。

様式第37号 (第3条関係)

農業協同組合信託規程変更届

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
農業協同組合の名称  
代表者氏名

印

当農業協同組合の信託規程を変更したので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により届け出ます。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更理由書
- (2) 新旧対照表
- (3) 総会又は総代会議事録抄本



様式第38号 (第3条関係)

農業協同組合信託規程廃止届

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
農業協同組合の名称  
代表者氏名 印

当農業協同組合の信託規程を廃止したので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により届け出ます。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 廃止理由書
- (2) 信託規程を廃止する規程
- (3) 総会又は総代会議事録抄本
- (4) 引受信託財産処理計画書

様式第39号 (第3条関係)

農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更届

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
農業協同組合の名称  
代表者氏名 印

当農業協同組合の宅地等供給事業実施規程を変更したので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により届け出ます。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更理由書
- (2) 新旧対照表
- (3) 総会又は総代会議事録抄本

様式第40号 (第3条関係)

農業協同組合宅地等供給事業実施規程廃止届

文書番号  
年月日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
農業協同組合の名称  
代表者氏名 印

当農業協同組合の宅地等供給事業実施規程を廃止したので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により届け出ます。

- (注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 廃止理由書
  - (2) 宅地等供給事業実施規程を廃止する規程
  - (3) 宅地等供給事業の資産及び負債処理計画書
  - (4) 総会又は総代会議事録抄本

様式第41号 (第3条関係)

農業協同組合農業経営規程変更届

文書番号  
年月日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
農業協同組合の名称  
代表者氏名 印

当農業協同組合の農業経営規程を変更したので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により届け出ます。

- (注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 変更理由書
  - (2) 新旧対照表
  - (3) 総会又は総代会議事録抄本

様式第42号 (第3条関係)

農業協同組合農業経営規程廃止届

号  
号  
日  
月  
年

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
農業協同組合の名称  
代表者氏名  
国

当農業協同組合の農業経営規程を廃止したので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により届け出ます。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付のこと。

- (1) 廃止理由書
- (2) 農業経営規程を廃止する規程
- (3) 総会又は総代会議事録抄本

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

農業倉庫業法施行細則(昭和五十四年宮城県規則第二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第四十六条第一項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、廃止前の農業倉庫業法施行細則の規定は、なおその効力を有する。

公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則

公共用財産管理条例施行規則(平成十二年宮城県規則第五百十号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項の表を次のように改める。

位置図

原則として縮尺五万分の一以上二万五千分の一以下の地形図又は海図に申請に係る公共用財産(以下「申請地」という。)の位置を明示したものと

実測平面図	原則として次に定めるところにより作成したものとす。 一 申請地の区域を明示すること。 二 申請地、申請地の周辺の土地及び主要な工作物の状況が確認できるものとすること。 三 申請が工事を伴う場合は、当該工事の具体的施行内容が確認できるものとすること。 四 縮尺は千分の一以上二百五十分の一以下とし、その縮尺を記載すること。 五 作成者の氏名を記載すること。
求積図	原則として次に定めるところにより作成したものとす。 一 面積の算定に用いた求積方法及び面積計算表を記載すること。 二 求積の単位は、距離についてはメートル、面積については平方メートルとすること。 三 面積は、百分の一平方メートル未満は切り捨てること。 四 縮尺は百分の一以上百分の一以下とし、その縮尺を記載すること。 五 作成者の氏名を記載すること。
構造図	原則として次に定めるところにより作成したものとす。 一 縮尺は百分の一以上十分の一以下とし、その縮尺を記載すること。 二 作成者の氏名を記載すること。
利害関係人の意見書	様式第十一号によるものとする。
断面図	原則として次に定めるところにより作成したものとす。 一 申請地の区域を明示すること。 二 申請地、申請地の周辺の土地及び主要な工作物の断面を実測平面図と対応させたものとする。 三 縮尺は千分の一以上十分の一以下とし、その縮尺を記載すること。 四 作成者の氏名を記載すること。
隣接土地所有者の承諾書	様式第十二号によるものとする。
工作物の帰属承諾書	様式第十三号によるものとする。

第四条第四号中「通路、材料置場、乾場、」を「架橋、通路又は」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条中第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第六条を削る。

第七条第二項中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改め、同条を第六条とする。

様式第一号、様式第二号及び様式第九号中

道	路	水	路

を


に改める。

様式第十三号中「公共用財産（使用料・収益料）返還申請書」を「公共用財産使用料返還申請書」に、「海田部・文部科学省」を「使用料」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第十二号中「施設又は工作物帰属承諾書」を「工作物帰属承諾書」に、「施設又は工作物」を「工作物」に、「国・市町村」を「国」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第十一号中

道	路	水	路

を


に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第十号の次に次の一様式を加える。

様式第11号 (第2条関係)

宮城県知事 殿

年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電 話 番 号

印

公共用財産 (使用・収益) 意見書

が行う公共用財産に関する (使用・収益) に係る意見は、下記のとおりです。

記

1 (使用・収益) しようとする公共用財産

所 在 地	種 目	面 積 又 収 益 量 (m <sup>2</sup> )	摘 要

2 (使用・収益) の目的

3 (使用・収益) の方法

4 公共用財産 (使用・収益) の期間

(開始) 年 月 日  
(終了) 年 月 日

5 (使用・収益) に係る異議の有無

以上の (使用・収益) については、異議 (ありません・あります)。

6 異議がある場合はその理由

備考 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

海岸管理者が管理する水門、陸閘等操作規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

海岸管理者が管理する水門、陸閘等操作規則

(目的)

第一条 この規則は、海岸管理者が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法(昭和三十一年法律第百二号)、海岸法施行令(昭和三十一年政令第百三十二号)及び海岸法施行規則(昭和三十一年運輸省令第一号)において使用する用語の例による。

(常時閉鎖施設)

第三条 陸閘及び開門については、車両、船舶等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なうものであるときは、この限りでない。

2 常時閉鎖施設(車両、船舶等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つ操作施設として海岸管理者が別に定めるものをいう。以下同じ)を開門した者は、車両、船舶等が通行した後に閉鎖しなければならぬ。

3 海岸管理者は、常時閉鎖施設の周辺において、前項に規定する事項を周知しなければならない。(操作施設の操作の基準)

第四条 操作施設は、原則として次の各号に掲げる場合において、操作施設の閉鎖操作の活動を実施する。ただし、操作に従事する者の安全が確保されないと判断した場合は、この限りでない。

一 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報(以下「津波注意報等」という。)が発表されたとき。

二 操作施設の所在地に高潮警報又は高潮特別警報(以下「高潮警報等」という。)が発表された

とき。

三 前二号のほか、海岸管理者が、海水の浸入による被害の発生を防止するために必要と認めて、操作の指示を行ったとき。

2 操作施設(常時閉鎖施設を除く。)は、次の各号に掲げる場合において開門操作の活動を実施する。ただし、操作に従事する者の安全が確保されないと判断した場合は、この限りでない。

一 操作施設の所在地の津波注意報等が解除されたとき。

二 操作施設の所在地の高潮警報等が解除されたとき。

三 前二号のほか、海岸管理者が、開門によっては海水の浸入による被害が発生しないと認めて、操作の指示を行ったとき。

3 その他操作施設ごとの操作基準は、海岸管理者が別に定めるものとする。

(操作施設の操作の方法)

第五条 操作施設の操作の方法は、次の各号に掲げる操作施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 操作を自動又は遠隔操作で行う操作施設 操作施設を監視機器により監視しながら操作し、操作が安全に行われていることを確認するものとする。

二 操作を手動(遠隔操作で行うものを除く。)で行う操作施設 操作施設ごとに定められた操作説明書に基づき操作するものとする。

3 操作施設の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に海岸管理者に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、操作開始時及び完了時に報告することができないときは、この限りでない。

(操作に従事する者の安全の確保)

第六条 海岸管理者は、操作に従事する者が操作施設を安全に操作し、退避する際の経路及び退避場所、操作及び退避に関する設定時間等の事項をあらかじめ定めるものとする。

2 操作に従事する者は、前項の規定によりあらかじめ定められた事項に従い、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作施設の操作を完了し、又は中止し、安全な場所に退避しなければならない。

3 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避しなければならない。

4 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに海岸管理者に報告しなければならない。ただし、通信の途絶その他の災害時の状況によっては、この限りでない。

(操作施設の操作の訓練)

第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年一回以上行うものとする。

2 操作に従事する者は、前項の訓練に参加するよう努めなければならない。

3 第一項の訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第八条 操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検を年一回以上行うものとする。

2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作施設の維持、修繕その他の工事を行うとともに、当該点検及び操作施設の維持、修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(操作施設の操作等の際にとるべき措置)

第九条 操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、操作施設の動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。

2 海岸管理者は、第四条第一項第三号及び第二項第三号の規定により操作の指示を行ったとき又は操作に従事する者の安全の確保が困難であること等の理由により操作の指示を行うことができずと判断したときは、関係市町村にその旨を報告しなければならない。ただし、通信の途絶その他の災害時の状況によっては、この限りでない。

(細則)

第十条 この操作規則に定めるほか、操作施設の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業等認定事務施行細則(昭和五十九年宮城県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「〇〇」を「三〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定の民間再開発事業認定事務施行細則（平成二年宮城県規則第四号）の一部を次のように改正する。  
様式第三号中「(80日)」を「(36日)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百五十六号

昭和六十二年宮城県告示第三百十六号（旅館業法施行条例に基づく学校及び児童福祉施設に類する施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月十八日から施行する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号及び第二号の表を次のように改める。

一 青少年教育施設

名 称	所 在 地	設 置 者
国立花山青少年自然の家南蔵王野営場	白石市福岡深谷字白萩山三十九	独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立花山青少年自然の家	栗原市花山村字本沢沼山六十一番一号	独立行政法人国立青少年教育振興機構
大崎市鹿島台学童農園	大崎市鹿島台大迫字早坂山六番地	大崎市
蔵王自然の家	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上の原百五十五番一号	宮城県
志津川自然の家	本吉郡南三陸町戸倉字阪本八十八番一	宮城県

二 スポーツ施設

名 称	所 在 地	設 置 者
石巻市総合体育館	石巻市泉町三丁目一番六十三号	石巻市
石巻野球場	同 水押三丁目四番一号	同
石巻市河南体育センター	同 前谷地字黒沢前六十番地	同
山下屋内運動場	同 錦町六番一号	同
稲井テニスコート	同 大瓜字鷲巣六十二番	同
石巻市飯野体育研修センター	同 飯野字大筒前東一番四十三番地	同
桃生総合センター	同 桃生町城内字東嶺百六十四番地	同
石巻市桃生武道館	同 桃生町中津山字中津山八十二番地	同
高須賀地区児童プール	同 桃生町高須賀字下畑十四番地一	同
石巻市桃生植立山公園	同 桃生町寺崎字外八木六十六番の二地先	同
石巻市につこりサンパーク	同 北上町十三浜字小田地内	同
牡鹿清崎運動公園	同 鮎川浜清崎山五番地	同
石巻市牡鹿交流センター	同 鮎川浜清崎山七番地	同
塩竈市体育館	同 塩竈市今宮町九番一号	塩竈市
塩竈市温水プール	同 字杉ノ入裏三十九番百七十三	同
ふれあいエスプ塩竈	同 東玉川町九番一号	同
白石市文化体育活動センター	同 白石市鷹巣東二丁目一番一号	白石市
白石市スポーツセンター	同 東町一丁目六番一号	同
名取市民体育館	同 名取市増田字柳田二百五十番	名取市
増田グラウンド	同 増田五丁目五百九十三番	同
名取市箱塚グラウンド	同 手倉田字箱塚屋敷一番四号	同
名取市高館河川グラウンド	同 高館熊野堂地内	同
角田市スポーツ交流館	同 角田市枝野字青木百五十五番地二十	角田市
角田市総合体育館	同 枝野字青木百五十五番地三十一	同
多賀城市総合体育館	同 多賀城市下馬五丁目九番三号	多賀城市
多賀城市市民プール	同 伝上山二丁目六番六号	同
多賀城市市民テニスコート	同 鶴ヶ谷一丁目六番一号	同

岩沼市民体育センター	岩沼市桜二丁目八番三十号	岩沼市
阿武隈公園グラウンド	阿武隈一丁目先	同
鍛冶スポーツ公園	南長谷字鍛冶地内	同
岩沼市総合体育館	里の杜一丁目一番一号	同
岩沼市陸上競技場	里の杜一丁目一番四十二号	同
登米総合運動場	登米市登米町小島長橋地内	登米市
登米市登米総合体育館	登米町寺池目子待井十番地	同
登米市登米武道館	登米町寺池目子待井三百九十一番地	同
登米市中田体育センター	中田町宝江黒沼字新西野百三十六番地二	同
登米市中田球場	中田町宝江黒沼字畑中百三十八番地十三	同
登米市諏訪公園	中田町宝江黒沼字浦地内	同
登米市中田総合体育館	中田町宝江黒沼字浦三十八番地三	同
登米市中田B & G 海洋センター(体育館)	中田町宝江黒沼字浦三十八番地五	同
登米市中田B & G 海洋センター(艇庫)	中田町浅水字嶺鍛冶屋百五十七番地	同
登米市中津山運動場	米山町中津山字清水十一番地	同
登米市米山B & G 海洋センター(体育館)	米山町中津山字清水十一番地五十	同
登米市米山B & G 海洋センター(艇庫)	米山町字桜岡貝待井五百八十一番地二	同
登米市吉田体育館	米山町字桜岡上待井二百七十六番地	同
登米市吉田運動場	米山町字桜岡今泉六十八番地	同
登米市米山体育館	米山町西野字の場百八十一番地	同
登米市石越総合運動公園	石越町南郷字矢作百二十二番地一	同
登米市石越体育センター	石越町南郷字矢作百二十二番地二	同
登米市南方総合運動場	南方町堤田三十八番地	同
登米市南方武道伝承館	南方町西山成前十六番地一	同
登米市南方体育センター	南方町西山成前二十一番地一	同
登米市南方中央運動広場	南方町新高石浦百三十番地	同

登米市南方定住促進センター	南方町本郷大嶽三十七番地	同
登米市南方東郷運動広場	南方町本郷大嶽百五十五番地	同
登米市津山若者総合体育館	津山町柳津字黄牛田高畑五十九番地	同
登米市津山運動広場	津山町柳津字黄牛田高畑五十九番地	同
津山河川運動場	津山町柳津字宮下地内	同
登米市民プール	迫町佐沼字江合二丁目六番地一	同
登米市迫体育館	迫町佐沼字中江二丁目六番地一	同
登米市迫武道館	迫町佐沼字八幡一丁目三番地二	同
登米市新田総合運動場	迫町新田字対馬五十四番地一	同
登米市迫B & G 海洋センター(艇庫)	迫町北方字天形百十四番地二	同
登米市東和総合運動公園	東和町錦織字雷神山十五番地三	同
登米市豊里運動公園	豊里町上屋浦五十一番地二	同
栗原市築館B & G 海洋センター	栗原市築館字荒田沢四十一番地二百四十一	栗原市
金成健康広場	金成大平十三番地三十七	同
大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭四丁目五番二号	大崎市
大崎市古川武道館	古川旭四丁目五番二号	同
大崎市古川屋内運動場	古川旭四丁目五番二号	同
大崎市市民プール	古川福沼一丁目十五番一号	同
大崎市松山体育研修センター	松山千石字新広岡台七番地	同
大崎市松山B & G 海洋センター	松山千石字新広岡台四十五番地	同
大崎市松山運動場	松山千石字新広岡台百十番地	同
大崎市松山テニスコート	松山千石字新広岡台百十番地	同
大崎市松山野球場	松山千石字新広岡台二百十番地	同
大崎市松山体育館	松山千石字松山三十四番地一	同
大崎市鹿島台瑞・華・翠交流施設(鎌田記念ホール)	鹿島台木間塚字福若三百三十五番地一	同
大崎市鹿島台瑞・華・翠交流施設(鹿島台中央野球場)	鹿島台木間塚字小谷地三百七十一番地三	同
大崎市鹿島台野球場	鹿島台広長字無清水四番地	同



大崎市鹿島台武道館	九同	鹿島台広長字吹上三ツ壇十一番地	同
大崎市三本木野球場	同	三本木桑折字沼下二十五番地三	同
大崎市三本木総合体育館	同	三本木桑折字沼下二十九番地二	同
大崎市岩出山武道館	同	岩出山上野目字中川原十四番地一	同
大崎市岩出山テニスコート	同	岩出山上野目字中川原二十一番地	同
大崎市岩出山体育センター	一同	岩出山上野目字中川原二十一番地	同
岩出山ふれあい屋内運動場	同	岩出山下一栗字蛇田七十三番地	同
大崎市岩出山野球場	同	岩出山字木通沢百三十三番地一	同
大崎市一栗体育館	同	岩出山池月字下宮道下四番地一	同
大崎市鳴子スポーツセンター	同	鳴子温泉字鷲ノ巣八十五番地二	同
大崎市オニコウベリフレックスセンター	同	鳴子温泉鬼首字原四十三番地一	同
大崎市田尻総合体育館	同	田尻沼部字早稲田四十二番地	同
蔵王町B&G海洋センター	刈田郡蔵王町大字曲竹字河原前一番六一号	蔵王町	同
七ヶ宿町総合運動場	同	七ヶ宿町字瀬見原地内	七ヶ宿町
町民プール	同	字館下二十五番	同
大河原町総合運動場	柴田郡大河原町緑町三十番地	大河原町	同
村田町民体育館	同	村田町大字村田字塩内二番地	村田町
巨理町B&G海洋センター体育館	巨理郡巨理町逢隈田沢字鈴木堀六番地七	巨理町	同
巨理町阿武隈公園野球場	同	逢隈田沢字下川前地先	同
巨理町海洋センタープール	地同	逢隈鹿島字寺前南八十三番	同
巨理町宮前野球場	同	同	同
山元町体育文化センター	同	山元町高瀬字合戦原百番一号	山元町
山元町真庭グラウンド	同	真庭字原六十五番二号	同
深山山麓少年の森	同	同	同
B&G財団松島海洋センター	宮城郡松島町高城字浜一番	松島町	同
松島町民グラウンド	同	磯崎字浜地内	同
七ヶ浜町第一スポーツ広場	同	七ヶ浜町吉田浜字野山一番地の二	七ヶ浜町

七ヶ浜町野球場	同	吉田浜字野山一番地の二	同
七ヶ浜町テニス・フットサルコート	同	吉田浜字野山一番地の二	同
七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ	同	吉田浜字野山五番地の二	同
七ヶ浜町民プール	同	吉田浜字野山五番地の九	同
七ヶ浜町武道館	同	吉田浜字野山五番地の九	同
七ヶ浜町サッカースタジアム	同	吉田浜字野山五番地の九	同
七ヶ浜町屋内運動場	同	吉田浜字野山五番地の九	同
七ヶ浜町第二スポーツ広場	同	吉田浜字野山五番地の三	同
利府町中央公園屋内温水プール	同	利府町青山一丁目二番地四	利府町
利府町中央公園野球場	同	青山一丁目二番地四	同
利府町中央公園テニスコート	同	青山一丁目二番地四	同
利府町総合体育館	同	青山一丁目五十七番地二	同
利府町中央公園多目的運動場	同	青山一丁目五十七番地二	同
館公園野球場	同	利府字館九番一号	同
勤労青少年体育施設大和町体育センター	同	黒川郡大和町吉岡字古館二十五番地の二	大和町
大和町武道館	同	吉岡字町裏三十二番地	同
大和町総合運動公園	同	宮床字松倉九十二番地	同
大郷町民体育館	同	大郷町中村字東浦二十一番	大郷町
大郷町B&G海洋センター	同	中村字屋敷六十五番二号	同
富谷町総合運動公園	同	富谷町一の関字躰合山六番八号	富谷町
西成田コミュニティセンター	同	西成田字郷田一番九十四号	同
大衡村民体育館	同	大衡村大衡字柵木百四十五番五十	大衡村
大衡村民プール	同	大衡字柵木百四十五番五十	同
大衡村大森プール	同	大衡字寺前二十四番一号	同
色麻町民体育館	同	加美郡色麻町四釜字柵木町百三十二番一	色麻町
色麻町屋外運動場	同	四釜字柵木町百五十番	同

色麻町町民小体育館	同	同	四釜字向町二百二十番地	同
色麻町武道館	同	同	四釜字狐塚二十三番地	同
色麻町テニスコート	同	同	四釜字狐塚二十三番地	同
加美町中新田体育館	同	同	加美町字一本杉五十八番地	加美町
あゆの里中央公園	同	同	字住吉地内	同
加美町小野田体育館	同	同	字長檀百三十三番地	同
小野田運動場	同	同	字長檀百三十三番地	同
加美町総合体育館	同	同	宮崎字新土手浦一番地	同
陶芸の里スポーツ公園	同	同	宮崎字新土手浦一番地	同
涌谷町勤労福祉センター	同	同	遠田郡涌谷町字立町四番地一	涌谷町
涌谷町鏡岳地区町民体育館	同	同	太田字北太田百九十番地一	同
涌谷町B&G海洋センター	同	同	字下道六十九番地八	同
美里町素山野球場	同	同	美里町字桜木町百六十四番地	美里町

○宮城県告示第二百五十七号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	エキサイティングマックス 4月号 0209114	(株)ぶんか社
二	雑誌	BOYSピアス 3月号 18161103	サン・メディアアレップ
三	雑誌	プロロゼvol.19 18328104	(株)秋水社
四	雑誌	恋愛白書バステル 4月号 19625104	(株)宙出版
五	雑誌	カネの悪知恵 01806103	(株)鉄人社
六	雑誌	ナックルス極ベストvol.13	ミリオン出版(株)

68515187

二 指定理由

図書類の内容が一から四の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、五の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し、六の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し及び甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第二百五十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五四〇〇二九五	障害児デイケアセンターこどもの広場 東松島市小松字鷹の池二百二十一五	放課後等デイサービス	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十八年 一月一日

○宮城県告示第二百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二〇〇五五四	特定非営利活動法人 あおぞら あおぞら ヘルパーズテーション 石巻市丸井戸三丁目 十七番十八号	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活動法人あおぞら	平成二十八年 一月一日

○宮城県告示第二百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇五〇〇一〇二	事業所の名称及び所在地 ハック訪問介護ステーション 気仙沼市上田中二丁目六一四	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護	設置者名 株式会社ハック	廃止年月日 平成二十八年二月二十九日
---------------------	---	-----------------------	-----------------	-----------------------

〇宮城県告示第二百六十一号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 化学名 ニー「ビス（四フルオロフェニル）メチル」スルフィンイルアセトアミド及びその塩類（通称名：Bisfluoromodafinil）
- 2 化学名 ニー（四フルオロフェニル）ー三ーメチルモルフォリン及びその塩類（通称名：4-FPM）
- 3 学名 Mitragyna speciosa及びその近縁植物（ただし、Mitragynine又は七a-Hydroxy-7-Himmitragynineを含有するものに限る。）（通称名：Kratom）
- 4 化学名 (E)ーメチルニー「二S・三S・十二bS」ー三ーエチルハートキシニー・二・三・四・六・七・十二・十二bーオクタヒドロインドロ「二・三・a」キノリジンニールー「三ーメトキシアクリラート及びその塩類（通称名：Mitragynine）」
- 5 化学名 (E)ーメチルニー「二S・三S・七aS・十二bS」ー三ーエチルハートキシニー・二・三・四・六・七・七a・十二bーオクタヒドロインドロ「二・三・a」キノリジンニールー「三ーメトキシアクリラート及びその塩類（通称名：7a-Hydroxy-7-Himmitragynine）」
- 6 Nー「二フェニルプロパンニール」ー「テトラヒドロニヒピランニール」ー「四メチル」ー「Hーインダゾール」ー「三ーカルボキサミド及びその塩類（通称名：CUMYL-THTM）」

PINACA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため  
三 指定の効力が失われる日  
平成二十八年三月十九日

〇宮城県告示第二百六十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
一七七十	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五十一番地

二 認証年月日

平成二十八年二月四日

〇宮城県告示第二百六十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二四十八	農産物漬物	申請者の氏名 又 は 名 称 我妻君代	又 は 屋 号 製造業者の名称 我妻君代	刈田郡蔵王町大字曲竹字桜所十五

二 認証年月日

平成二十八年三月十一日

〇宮城県告示第二百六十四号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十八年三月十八日から平成二十八年四月一日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要  
別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十八年三月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第百六十五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
槻木	県営湛水防除事業	平成二十八年一月二十五日

○宮城県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称  
新井田南部地区

二 処分の年月日

平成二十八年三月七日

○宮城県告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

柴田郡川崎町大字前川字松葉森山一六の一、一七の一、一八、一九の一、字手代塚山一の三、字沼ノ平山一の八八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十八年三月十一日

二 免許を受けた者の名称

亘理町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

一 位置

第二種荒浜漁港区域内

亙理郡亙理町荒浜字築港通り三及び六―五十二に隣接する公有水面

二 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点から④の地点までを結ぶ平成二十七年の春分の満潮位(DL+1・四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基点(二A〇〇七)(北緯三八度〇二分二八・三七〇三秒 東経一四〇度五四分三九・二二〇五秒) から一二度三分一秒 一八八・七五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 一六度三二分三九秒 二八・三〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 一〇六度〇一分四九秒 九・七二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 一九六度四八分一三秒 二八・三〇メートルの地点

三 面積

二七三・三五平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

一 位置

第二種荒浜漁港区域内

亙理郡亙理町荒浜字築港通り三及び六―五十二に隣接する公有水面

二 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点からエの地点までを結ぶ平成二十七年の春分の満潮位(DL+1・四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- アの地点 基点(二A〇〇七)(北緯三八度〇二分二八・三七〇三秒 東経一四〇度五四分三九・二二〇五秒) から一二度三分四三秒 一八九・二四メートルの地点
- イの地点 アの地点から 一六度三二分四〇秒 三八・三〇メートルの地点
- ウの地点 イの地点から 一〇六度〇一分四三秒 九・七五メートルの地点
- エの地点 ウの地点から 一九六度四八分一七秒 三八・三〇メートルの地点

四 埋立地の用途

道路用地

〇宮城県告示第二百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜亙理線	名取市牛野字内海三三六番一地从先から 同市牛野字柿沼一九六番三地从先まで 名取市杉ヶ袋字前沖四一七番一地从先から 同市杉ヶ袋字尻田村二九番地先まで	平成二十八年 三月二十一日

〇宮城県告示第二百七十号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程(平成九年宮城県告示第四百六十五号)の一部を次のように改正する。  
第二条第八号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改め、「卸供給事業者を除く。」を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

〇宮城県告示第二百七十一号

昭和三十三年宮城県告示第百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日から施行する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表広瀬川の項の次に次のように加える。

旧築川	左岸	築川分派点から名取川合流点まで
	右岸	

表七北田川の項中「赤生津大橋」を「馬橋」に改める。

表鳴瀬川の項の次に次のように加える。

多田川	左岸 加美郡加美町山田橋から大臣管理区間境まで
洪井川	左岸 大崎市台所橋から多田川合流点まで

○宮城県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
峠沢1	土石流	角田市藤田字峠、字鹿野（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城大河原土木事務所
峠沢2	土石流	角田市藤田字峠、字鹿野（次の図のとおり）	次の図のとおり	
鹿野沢1	土石流	角田市藤田字鹿野（次の図のとおり）		
鹿野沢2	土石流	角田市藤田字鹿野、字仙石（次の図のとおり）		
鹿野沢3	土石流	角田市藤田字鹿野、字仙石、字源内原（次の図のとおり）		
鹿野沢4	土石流	角田市藤田字鹿野、字仙石、字源内原（次の図のとおり）		
仙石沢1	土石流	角田市藤田字鹿野、字仙石、字源内原（次の図のとおり）		
仙石沢4	土石流	角田市藤田字仙石、字鹿野（次の図のとおり）		
仙石沢5-1	土石流	角田市藤田字仙石、字鹿野（次の図のとおり）		
牛館の1	急傾斜地の崩壊	角田市角田字牛館、字田袋（次の図のとおり）		
牛館の2	急傾斜地の崩壊	角田市角田字牛館、字館下（次の図のとおり）		

山王沢	土石流	伊具郡丸森町大内山王、金山字杉下（次の図のとおり）	
杉下沢2	土石流	伊具郡丸森町金山字杉下、字新桜町、大内字石神（次の図のとおり）	
杉下沢3	土石流	伊具郡丸森町金山字杉下、字新桜町、大内字石神（次の図のとおり）	
石倉の沢	土石流	伊具郡丸森町金山字新桜町、字石倉、字角ノ内、字下片山、字河原（次の図のとおり）	
河原沢2	土石流	伊具郡丸森町金山字鬼形（次の図のとおり）	
鬼形沢1	土石流	伊具郡丸森町金山字鬼形（次の図のとおり）	
鬼形沢2	土石流	伊具郡丸森町金山字鬼形（次の図のとおり）	
鬼形沢2	土石流	伊具郡丸森町金山字鬼形（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
 第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
仙石沢2	土石流	角田市藤田字仙石、字鹿野（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城大河原土木事務所
仙石沢3	土石流	角田市藤田字仙石、字鹿野（次の図のとおり）	
仙石沢5-1	土石流	角田市藤田字仙石、字鹿野（次の図のとおり）	
仙石沢6	土石流	角田市藤田字仙石、字鹿野（次の図のとおり）	

杉下沢	土石流	伊具郡丸森町金山字杉下、字新桜町、大内字石神(次の図のとおり)
河原沢	土石流	伊具郡丸森町金山字鬼形、字石倉(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる衝撃に関する事項	縦覧場所
松橋2	急傾斜地の崩壊	多賀城市伝上山一丁目(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定によりした次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所

松橋2	急傾斜地の崩壊	多賀城市伝上山一丁目(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
-----	---------	---------------------	-------------------------

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九條第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 岩沼市押分字奥山六十五番地の四

三 設立認可の年月日 平成十一年十二月六日

四 変更認可の年月日 平成二十八年三月十一日

○宮城県告示第二百七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九條第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 利府町野中南土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三
- 三 設立認可の年月日 平成十五年十二月二十四日
- 四 変更認可の年月日 平成二十八年三月十一日

○宮城県告示第二百七十八号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
 女川町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

女川町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成九年三月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」

四 事業地

1 取用の部分

平成二十五年宮城県告示第二百二十六号及び平成二十六年宮城県告示第三百九号の事業地に女川町浦宿浜字安住の一部を加える。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百七十九号

建設工事競争入札に係る入札参加者指名基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設工事競争入札に係る入札参加者指名基準（平成十四年宮城県告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号及び第四号を削る。

附 則

この告示は平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、あぶくま川水系角

田地区土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年三月十八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十八年二月二十六日	星 光 洋	伊具郡丸森町小斎字前並百三十一番地二	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 東日本大震災アーカイブ宮城に関する保守・運用支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年三月七日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社キッズ・コーポレーション 大阪府大阪市中央区本町二丁目三番八号

五 落札金額 五千六百七十万円（消費税及び地方消費税を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年一月二十六日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十八年三月十八日

宮城県選挙管理委員会



(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

委員長 菊 地 光 輝

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
今田勝春後援会	今田 勝春	今田 勝春	柴田郡川崎町大字今宿字野上町三	平成二十八年二月十八日
今野信一後援会	山田耕一郎	高橋 寿昭	黒川郡大和町吉岡字館下四八	平成二十八年二月二日
沼田長一後援会	今野 勝夫	沼田 一宏	柴田郡川崎町大字本砂金字道畑五	平成二十八年二月一日
馬場よしかつ後援会	佐藤 虎一	馬場 香織	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字寺東	平成二十八年二月十日
まはた善次後援会	三 明	堅 中鉢 強	柴田郡川崎町支倉台一―三―八	平成二十八年二月五日
門間浩宇後援会	門 間 守 門 間 孝	黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字田町沢		平成二十八年二月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(ロ) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党仙台支部	小山 勇朗	代表者の氏名	小山 勇朗	本多祐一朗	平成二十八年二月十一日
自由民主党気仙沼支部	熊谷 伸一	主たる事務所の所在地	気仙沼市魚市場	気仙沼市八日町	平成二十八年一月三十一日
自由民主党宮城県郵政政治連盟支部	内ヶ崎 慎	会計責任者の氏名	熊谷 勝義	杉原 寿男	平成二十七年十二月一日
民主党宮城県第3区総支部	安住 淳	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区本町三一六―五	岩沼市中央三一	平成二十八年一月二十六日
		代表者の氏名	安住 淳	橋本 清仁	
		会計責任者の氏名	柘 和也	吉村 公尋	

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
未来の町を創る会	駒木根平伸	代表者の氏名	駒木根平伸	千葉 栄樹	平成二十八年二月十六日
安部たかし後援会	林 裕志	会計責任者の氏名	安部まなみ	高濱まなみ	平成二十八年二月八日
伊藤康志後援会	内田 博美	会計責任者の氏名	由利 守	中鉢 清利	平成二十八年一月三十一日
えんどう宏昭後援会	遠藤 宏昭	会計責任者の氏名	遠藤 宏昭	遠藤 福子	平成二十八年二月二十八日
遠藤実後援会	村上 幸一	代表者の氏名	村上 幸一	村上 好孝	平成二十七年四月二十六日
大友ぶんじ後援会	坂本 欣吾	会計責任者の氏名	高橋 文典	茂泉 勝美	平成二十八年二月二十二日
大沼まさあき後援会	阿子島 洋	代表者の氏名	阿子島 洋	高橋 浩志	平成二十八年二月五日
神崎安弘後援会	大宮 一	会計責任者の氏名	永沢 修平	永沢 利光	平成二十七年十一月二十一日
木村きみお後援会	阿部 進	主たる事務所の所在地	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切九―二―二	牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神三	平成二十八年二月八日
木村哲夫後援会	大場 侯司	会計責任者の氏名	今野 彰	板垣 義宏	平成二十八年二月二十日
熊谷昌崇後援会	熊谷 隆雄	主たる事務所の所在地	東松島市矢本字西新町一〇―一―二	東松島市矢本字蜂谷前八―六	平成二十七年十一月二十八日
浩泉会	伊藤 進	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区二日町一七―二―一	仙台市泉区市名坂字町四三	平成二十八年一月一日
		代表者の氏名	伊藤 進	若林 洋一	
		会計責任者の氏名	伊藤 進	沢崎 義春	
幸福実現党利府後援会	今野 博	会計責任者の氏名	遠藤 雅恵	村上 善昭	平成二十七年十二月二十七日
紺野すみお後援会	紺野 澄雄	会計責任者の氏名	紺野 正明	黒澤 修	平成二十八年二月十七日
佐藤あきら後援会	桑原 茂	代表者の氏名	桑原 茂	横田善三郎	平成二十七年八月一日

宮城県商工政治連盟 丸森支部	秋葉 薫 の氏名	中村 次男 の氏名	白木 寛一 の氏名	小林 正人	平成二十七年 六月二十九日
宮城県商工政治連盟 宮城中央支部	阿部 泰彦 の氏名	登米市迫町佐沼 字新大東七 五	登米市迫町佐沼 字中江一 一五	赤澤 一雄	平成二十七年 六月五日
宮城県商工政治連盟 加美支部	府田 政之 の氏名	千葉 和夫 の氏名	高橋 勝利 の氏名	高橋 勝利	平成二十七年 五月二十二日
宮城県商工政治連盟 角田支部	加藤 泰彦 の氏名	加藤 泰彦 の氏名	佐藤 忠義 の氏名	天野 忠正 佐藤 孝	平成二十七年 五月二十二日
宮城県商工政治連盟 大河原支部	齋藤 清一 の氏名	本木 拓也 の氏名	鈴木 孝典 の氏名	鈴木 孝典	平成二十七年 五月二十一日
宮城県商工政治連盟 若林区を明るくする 会	高橋今朝見 の氏名	高橋今朝見 の氏名	本多祐一朗 の氏名	本多祐一朗	平成二十八年 一月十二日
このさき浩子後援会 「花咲会」	外崎 浩子 の氏名	仙台市青葉区二 日町一七 二一	仙台市泉区市名 坂字町四三 三	岩沼市中央三 一八	平成二十八年 一月一日
橋本きよひと後援会	橋本 清仁 の氏名	仙台市青葉区中 央四一七 二五	岩沼市中央三 一八	岩沼市中央三 一八	平成二十八年 一月二十六日
只野九十九後援会	八木しみ子 の氏名	登米市豊里町川 前一九八 一六	登米市迫町佐沼 字末広八五番地	登米市迫町佐沼 字末広八五番地	平成二十八年 二月二十五日
槻田雅之後援会	槻田 雅之 の氏名	阿部 安之 の氏名	吉川 壽一 の氏名	吉川 壽一	平成二十八年 二月二十四日
高橋清男後援会	芳賀千鶴男 の氏名	高橋 和志 の氏名	高橋吉四郎 の氏名	高橋吉四郎	平成二十七年 十一月十二日
高橋けんえつ後援会	中澤 敏勝 の氏名	高橋由美子 の氏名	阿部 勇 の氏名	阿部 勇	平成二十八年 二月二十二日
相馬勝義後援会	白鳥 一彦 の氏名	高橋 忠夫 の氏名	伊勢 史朗 の氏名	伊勢 史朗	平成二十七年 十二月一日
仙南政治研究会	佐藤 浩伸 の氏名	高橋 貴則 の氏名	松本光香子 の氏名	松本光香子	平成二十七年 十一月十日
佐藤澄男後援会	高橋 寛 の氏名	高橋 寛 の氏名	山城 庄一 の氏名	山城 庄一	平成二十七年 六月二十二日
佐藤かじのお後援会	相沢惣之丞 の氏名	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜字野山五 一三八八	宮城郡七ヶ浜町 汐見台二一四 一	宮城郡七ヶ浜町 汐見台二一四 一	平成二十七年 四月一日

本吉唐桑支部	の氏名	佐藤 好昭	島山 雄一	二月十九日
宮城県木材産業政治 連盟	佐藤 豊彦 の氏名	佐藤 好昭 の氏名	島山 雄一 の氏名	平成二十七年 六月一日
みやぎ政経懇話会	安部 孝 の氏名	安部まなみ の氏名	高濱まなみ の氏名	平成二十八年 二月八日
山内昇一後援会	山内 勝志 の氏名	山内 勝志 の氏名	山内 啓志 の氏名	平成二十七年 十一月一日
○宮選管告示第三十三号				
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出（同法第十八条第五項の規定により政治団体の本部がする場合を含む。）があっ た。				
平成二十八年三月十八日				
宮城県選挙管理委員会				
委員長 菊 地 光 輝				
(一) 政党の支部	支部の政治団体の名称	支部の代表者 の氏名	解散年月日	
自由民主党宮城県衆議院支部	自由民主党宮城県衆議院支部	大久保三代	平成二十八年二月四日	
備考	自由民主党宮城県衆議院支部は、当該政治団体の代表者及び会計責任者であった者に代わっ て、本部である自由民主党本部が届け出たものである。			
(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	
浅野誠後援会	浅野誠後援会	石川 良之	平成二十七年十二月二十日	
いせ英昭後援会	いせ英昭後援会	本田 寿	平成二十八年二月二十一日	
伊藤拓哉後援会	伊藤拓哉後援会	渋谷度太八	平成二十七年十二月三十一日	
大久保弘之後援会	大久保弘之後援会	大久保弘之	平成二十七年九月十日	
太田初美後援会	太田初美後援会	高橋 又男	平成二十八年一月十日	
さいとう道夫後援会	さいとう道夫後援会	斎藤 道夫	平成二十八年二月二十四日	
斎藤よしはる後援会	斎藤よしはる後援会	斎藤 慶治	平成二十七年十二月三十一日	
佐々木ひでゆき後援会	佐々木ひでゆき後援会	羽川 喜富	平成二十七年十二月三十一日	
佐藤良一後援会	佐藤良一後援会	木村 善光	平成二十八年二月二十二日	
六戸こうじ後援会	六戸こうじ後援会	今田 勝男	平成二十八年二月二十八日	
白鳥昭浩後援会	白鳥昭浩後援会	鈴木 清	平成二十八年一月三十一日	

ちば幸一後援会

千葉伸孝後援会

日本共産党横田有史後援会

沼田善春後援会

星吉郎後援会

ほんだ祐一朗後援会

ほんだ祐一朗と共に若林区を明るくする会

まはた善次後援会

○宮選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

まはた善次後援会

報告年月日 28. 2. 5 (26. 3. 31解散)

1 収入総額

2 支出総額

○宮選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

まはた善次後援会

報告年月日 28. 2. 5 (26. 3. 31解散)

1 収入総額

2 支出総額

○宮選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

ちば幸一後援会

報告年月日 28. 2. 19 (28. 1. 31解散)

1 収入総額

2 支出総額

千葉伸孝後援会

報告年月日 28. 2. 19 (28. 2. 19解散)

1 収入総額

2 支出総額

星吉郎後援会

報告年月日 28. 2. 8 (27. 12. 31解散)

1 収入総額

2 支出総額

まはた善次後援会

報告年月日 28. 2. 5 (26. 3. 31解散)

1 収入総額

2 支出総額

○宮選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと

おり公表する。

平成二十八年三月十八日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 塚 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

さいとう道夫後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 斎藤 道夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類 村田町議会議員

報告年月日 28. 2. 9 (28. 2. 24解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

斎藤よしはる後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 斎藤 慶治

資金管理団体の届出に係る公職の種類 山元町議会議員

報告年月日 28. 2. 29 (27. 12. 31解散)

1 収入総額 41,394

前年繰越額 41,394

2 支出総額 0

ほんだ祐一朗と共に若林区を明るくする会

資金管理団体の届出をした者の氏名 本多祐一朗

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 27. 2. 17 (28. 1. 31解散)

1 収入総額 1,496,620

本年収入額 1,496,620

2 支出総額 1,496,620

3 本年収入の内訳

寄附 1,496,620

個人分 1,496,620

4 支出の内訳

政治活動費 1,496,620

寄附・交付金 1,496,620

5 寄附の内訳

〔個人分〕

本多祐一朗 1,496,620 仙台市若林区

(その他の政治団体)

浅野誠後援会

報告年月日 28. 2. 29 (27. 12. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

いせ英昭後援会

報告年月日 28. 2. 29 (28. 2. 21解散)

1 収入総額 18,500

前年繰越額 18,500

2 支出総額 0

伊藤拓哉後援会

報告年月日 28. 2. 23 (27. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

大久保乱之後援会

報告年月日 28. 2. 29 (27. 9. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

太田初美後援会

報告年月日 28. 2. 17 (28. 1. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐々木ひでゆき後援会

報告年月日 28. 2. 1 (27. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤良一後援会





ほんだ祐一朗と共に若林区を明るくする会  
資金管理団体の指定期間 1. 1～1. 12  
報告年月日 28. 2. 17 (28. 1. 31解散)

1 収入総額 0  
2 支出総額 0

○宮選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十八年三月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

外崎 浩子 とのさき浩子後 主たる事務 仙台市青葉区二日 仙台市泉区市名坂 平成二十八年  
「花咲会」 所の所在地 町一七「二一」 字町四三 一月一日

○宮選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及びび資金管理団体でなくなった旨届出があった。

平成二十八年三月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 取消年月日

齋藤 慶治 齋藤よしはる後援会 平成二十七年十二月三十一日

齋藤 道夫 さいとう道夫後援会 平成二十八年二月二十四日

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日

本多祐一朗 ほんだ祐一朗と共に若林区を明るくする会 平成二十八年一月十二日

○宮選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出

があった平成二十六年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十七年宮選管告示第百五十八号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年三月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

2 支出総額中

「2 支出総額 205,664円」を「2 支出総額 38,000円」に改める。

4 支出の内訳中

「政治活動費 205,664円」を「政治活動費 38,000円」に改める。

「寄附・交付金 167,664円」を削る。